



後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療制度については制度の継続が図られたが、今後も増え続ける高齢者に対応可能な医療制度を構築するためにも、早急な課題の解決と方向性を確立することが急務である。

現在、社会保障制度改革に関するプログラム法等に基づく改革議論が進められているが、問題を先送りすることなく、かつ中・長期の視点に立った議論を深めるとともに、以下については特に配慮し、国による責任ある、積極的な措置を講じられるよう要望する。

記

- 今後も増大する高齢者医療の費用負担の在り方については、国により、被保険者、現役世代、事業所、自治体等におけるベストミックスを図り、幅広い国民の理解と納得が得られるように努めること。
- 保険者（各都道府県広域連合）の保険財政基盤の安定を図るため、国の定率負担金や調整交付金の拡充を図るとともに、財政安定化基金については、保険料の過度な上昇を抑えるためにも、その活用を維持・継続すること。
- 保険料については、高齢者の生活環境を充分把握した上で保険料負担の軽減などを設定するとともに、その見直しにあたっては過度の負担や急激な変化とならないよう十分に配慮し、実施にあたっては、国による丁寧な説明と周知を行い、国民の混乱を招かないよう進めること。
- 国保改革における都道府県と市町村の新たな役割分担も踏まえ、高齢者の包括的支援や医療費の適正化等における保険者としての機能を強化するためにも、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の一体的で効果的・効率的な運営を図るなど、後期高齢者医療の広域連合による運営の在り方を含め、将来を見据えた議論を行うこと。
- 健康寿命の延伸や医療費の適正化を図るためにも保健事業の強化は重要不可欠である。高齢者の特性や地域性を踏まえた、より効果的な保健事業を構築するとともに、推進にあたっては、保険者と国・都道府県・市町村との役割分担を明確にすること。なお、保健事業に必要な費用については、国による十分な財政措置を講ずること。

- 後期高齢者医療制度の運営上、「標準システム」の円滑・順調な稼働は必須であるが、運用にあたり、なお改善を要する事項もあり、国において早急な検証と必要な改修を行うこと。

さらに、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の稼働が間近であるが、保険者としての活用方針やシステム構築のスケジュール等も明確でないため、国は早急に方針を明らかにするとともに、要する費用についても十分な財政支援を行うこと。

- 社会保障制度改革を行う上で、マイナンバー制度は重要で、新たな社会インフラとなるものである。後期高齢者はもとより、国民健康保険、被用者保険、介護保険等において、マイナンバーを十分に活用することで、国民一人ひとりが、より迅速・公正なサービスを確実に享受できることとなる。

医療・介護・福祉の改革を総合的に行うためにも、新たな時代創造の観点に立って、制度の導入と展開を実現できるよう、政府を挙げて取り組むこと。

以上

平成26年11月13日

厚生労働大臣 塩崎恭久様

全国後期高齢者医療広域連合
会長 横尾俊彦

